

令和5年3月17日
総務省

「政治的公平」に関する行政文書の正確性に係る精査について (追加報告)

総務省が3月10日に公表した、「放送法に定める「政治的公平」に関する行政文書の正確性に係る精査について」のうち「4 その他の精査状況」について、文書に示された関係者に対し、総務省職員が聞き取りを行うなどして判明した結果は以下のとおり。

なお、発言者等の確認を取らないまま作成された文書、伝聞に基づく文書については、十分な事実関係の確認が困難な場合がある。

1 磯崎補佐官関連

※以下の役職・肩書は全て当時のもの

→文書整理 No. 01～22、25～28、33～41、43～47

- ・磯崎補佐官から放送法の政治的公平に関する問合せがあり、面談を行った。
- ・本件の過程で、放送法4条の解釈を変えるよう強要されたことはなかったことは確認された。
- ・文書に記載されている面談の日時や個々の発言の内容については、関係者の記憶が定かでなく、正確性の確認は出来なかった。

【関係者の主な発言は以下のとおり】

①磯崎補佐官からの問い合わせの事実の有無

<関係者A>

平成26年頃、磯崎補佐官から放送法4条に関する問い合わせがあったことを覚えている。磯崎補佐官から連絡があったからのやり取りについては、大まかには記憶している。

<関係者B>

平成26年当時、磯崎補佐官から放送法4条に規定する「政治的公平」に関する問い合わせがあったのは事実。

<関係者C>

平成 26 年から 27 年頃、磯崎補佐官から放送法 4 条関係の問い合わせがあった。磯崎補佐官から連絡があつてから平成 27 年の国会答弁に至るまでのやりとりについては、概ね記憶している。

<関係者D>

当時、総務省と磯崎補佐官との間で放送法に関して何度かやり取りがあつたことは記憶しているが、具体的な内容や時期等については覚えていない。

<磯崎元補佐官>

総務省に対し、放送法の解釈について問い合わせを行い、何回か意見交換をしたのは事実である。

②上記問い合わせとその対応の趣旨について

<関係者A>

本件対応は、放送法第 4 条について、従来の解釈をより明確にするための説明を行ったもの。このやりとりの中で、放送法第 4 条の解釈を歪めるようなことはしていない。

<関係者B>

放送法第 4 条に規定する「政治的公平」について、磯崎補佐官から説明を求められ、従来からの解釈について説明し、対応したもの。資料にあるとおり、昭和 39 年の国会答弁に基づきつつ、磯崎補佐官からの質問に答えていたものであり、従来の解釈の範囲を超えるものではないと認識している。磯崎補佐官との意見交換の中で色々なやり取りをしているとは思いますが、放送法第 4 条に規定する「政治的公平」の解釈を変えるよう強要する圧力があつたという記憶はない。

<関係者C>

放送法 4 条に関する問い合わせに対応したものであり、磯崎補佐官とのやり取りで 4 条の解釈変更を行ったという認識はない。

<関係者D>

何度かやり取りがあつたことは記憶しているが、およそ 8 年前のことであり、その経過について覚えていない。また、一連の文書についても覚えていない。

< 磯崎元補佐官 >

細かな記憶まであるわけではないが、総務省と意見交換を行う中で、昭和 39 年の政府解釈では分かりにくいため、補充的な説明をしてはどうかと意見したことは記憶にある。また、関連する資料についても、お互いに案を出し合って議論していた記憶はある。

③磯崎補佐官へのレクにおける個別の発言内容について

< 関係者 A >

磯崎補佐官とのやり取りでは、大きな声量や強い表現があったようにも記憶しているが、いわゆる“鋭い”指摘の範囲内だと思っている。一つ一つのやりとりや発言内容については、8 年近く前なので記憶が定かでない。

< 関係者 B >

意見交換の中で、こちらも言うべきことは言っていると思うが、個々の発言内容は記憶が定かではない。

< 関係者 C >

個々の発言内容について記憶があまりない。

< 関係者 D >

およそ 8 年前のことであり、一つ一つの発言内容については思い出せない。

< 磯崎元補佐官 >

細かいやりとりまで正直覚えていない。ただし、一部報道で「この件は俺と総理が決める話」と言ったとあるが、自分の記憶によれば、意見交換の後に、総務省から「官房長官にも話をしてはどうか」といった話があったので、「それは私の仕事ではなく、総務省の仕事」と伝えた記憶はある。

2 高市大臣関連

→文書整理 No. 21、39、42、43

- ・文書整理 No. 21 について、作成者によれば、
 - 約 8 年前でもあり記憶が定かではないが、日頃誠実な仕事を心がけているので、上司の関与を経てこのような文書が残っているのであれば、同時期に放送法に関する大臣レクは行われたのではないかと認識しているとのことであったが、一方で当該文書に記載された同席者間では、
 - 作成者と同様に記憶する者
 - 同時期は NHK 予算国会提出前の時期であり、高市大臣に対し放送部局のレクが行われたことはあったかもしれないが、個々のレクの日付や内容までは覚えていないとする者があり、必ずしも一致していない部分がある。以上を勘案すると、2 月 13 日に放送関係の大臣レクがあった可能性が高いと考えられる。
- ・なお、作成者および同席者のいずれも、この時期に、放送部局から高市大臣に対して、放送法の解釈を変更するという説明を行ったと認識を示す者はいなかった。
- ・また、この文書に記載されている内容については、
 - 発言者等の確認を取らないまま作成されたものであること
 - 約 8 年前のことであり、作成者及び同席者のいずれも個々の内容までは覚えていないとしていることから、この文書に記載されている内容が正確であるか否かについては、関係者への聞き取りを更に深めることなどにより、引き続き精査を実施中である。
- ・文書整理 No. 39、42、43 について、作成者が不明の文書でもあり、高市大臣から安倍総理又は今井秘書官への電話のいずれについても、その有無について確認されなかった。
- ・その他の点についても、引き続き精査を実施中である。

3 安倍総理関連

→文書整理 No. 36、37

- ・ 磯崎補佐官から安倍総理へのレクはあったと考えられる。
- ・ その他の点については、引き続き精査を実施中である。

(別表)

精査の対象とした文書を構成するファイルについて

整理 No.	作成者の確認	公表文書の頁番号
01		1~2
02	○	3
03	○	4~5
04	○	6
05		7~8
06	○	9~10
07		11~13
08	○	14
09	○	15~16
10	○	17
11		18~19
12	○	20~21
13		22
14		23
15		24
16	○	25
17	○	26
18		27
19	○	28
20		29
21	○	30
22		31~32
23	○	33
24	○	34
25	○	35
26		36~37
27	○	38
28		39~40
29	○	41
30	○	42
31		43~55
32	○	56~57
33		58
34	○	59
35		60
36		61
37	○	62~63
38		64~65
39		66
40		67
41		68~69
42		70
43		71
44	○	72
45		73
46		74
47		75
48		76~78